

平成30年9月14日

平成30年北海道胆振東部地震による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成30年北海道胆振東部地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

北海道 26団体(9市17町)

2 繰上げ交付額

14,418百万円

3 日程

平成30年9月14日(金) 交付決定
平成30年9月18日(火) 現金交付

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 五月女、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成30年北海道胆振東部地震による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
札幌市	7,360
帯広市	974
苫小牧市	470
稚内市	500
美唄市	430
芦別市	302
三笠市	253
登別市	396
北広島市	269
南幌町	145
奈井江町	151
由仁町	167
栗山町	218

団体名	繰上げ交付額
月形町	135
新十津川町	224
厚真町	112
洞爺湖町	185
安平町	153
むかわ町	274
日高町	308
平取町	187
浦河町	254
様似町	149
音更町	381
鹿追町	190
芽室町	231
合 計	14,418